

議案第 22 号

平成 25 年度東京都東村山市下水道事業特別会計予算

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成 25 年 2 月 22 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

平成 25 年度東京都東村山市下水道事業特別会計予算

平成 25 年度東京都東村山市下水道事業特別会計予算は、別紙に定めるところにより議決を得たい。

平成25年度東京都東村山市下水道事業特別会計予算

平成25年度東京都東村山市下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,391,303千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、658,600千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成25年2月22日提出

東京都東村山市長
渡 部 尚

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		千円 5,701
	1 下水道受益者負担金	5,701
2 使用料及び手数料		1,959,038
	1 使用料	1,959,038
3 国庫支出金		22,250
	1 国庫補助金	22,250
4 都支出金		1,000
	1 都補助金	1,000
7 繰入金		1,400,786
	1 一般会計繰入金	1,400,786
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		1,727
	1 延滞金	1
	4 受託収入	1,305
	5 雑入	421
10 市債		1,000,800
	1 市債	1,000,800
歳 入	合 計	4,391,303

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 1,064,365
	1 総務管理費	320,462
	2 維持管理費	743,903
2 事業費		273,862
	1 建設総務費	2,278
	2 下水道建設費	200,686
	3 流域下水道建設費	70,898
3 公債費		3,052,275
	1 公債費	3,052,275
4 諸支出金		1
	1 基金費	1
5 予備費		800
	1 予備費	800
歳 出	合 計	4,391,303

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 公共下水道事業	千円 80,400	証書借入 又は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金につい て、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し 後の利率)	借入れのときより据置を 含み30年以内に償還す る。 ただし、融通条件または 財政その他の都合により据 置期間または償還期間を短 縮し、もしくは繰上償還ま たは低利に借り換えするこ とができる。
2 流域下水道事業	70,400			
3 資本費平準化	850,000			